

佐野市火葬場
指定管理者 募集要項

令和 7 年 7 月

佐野市市民生活部
衛生施設室

目次

1. 指定管理者制度導入の目的	1
2. 施設の概要	1
3. 応募資格	2
4. 指定の期間	3
5. 管理の基準	3
6. 業務の範囲	5
7. 共同事業体内での業務分担について	6
8. 霊柩運送で使用する霊柩自動車及び「営業所・休憩所・車庫」の取扱いについて .	6
9. 危険負担分担	6
10. 委託料等について	8
11. 審査基準・選定方法	10
12. 選定結果の通知	11
13. 基本協定・年度協定の締結	11
14. 指定辞退・協定締結拒否等の際の賠償責任	12
15. 再度の選定・指定の取り消し	12
16. 指定までのスケジュール	12
17. 応募手続等	13
18. 問い合わせ先及び書類の提出先	14

別記 1 佐野斎場概要

別記 2 葛生火葬場概要

別記 3 審査基準及び審査の観点

別紙 4 運営管理費等実績（参考）

別紙 5-1 収支予算書（想定額）

別紙 5-2 指定管理料（想定額）

別紙 6 職員（組織）配置図（参考）

別様式 応募書類様式一式

佐野市火葬場指定管理者募集要項

1. 指定管理者制度導入の目的

佐野市（以下「市」という。）の佐野斎場及び葛生火葬場の2施設（以下「火葬場」という。）について、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条及び佐野市火葬場条例（以下「条例」といいます。）第4条に基づき、その設置目的をより効率的・効果的に達成し、住民サービスの向上を図ることができる指定管理者を募集します。

2. 施設の概要

施設名称	佐野斎場	葛生火葬場
所在地	佐野市菰川町578番地1	佐野市あくと町3330番地
建築構造	鉄筋コンクリート造一部2階建て	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建て
延床面積	1,880.91 m ² （火葬場・斎場棟）	368.07 m ² （火葬場棟）
供用開始	平成元年8月	昭和58年3月
火葬炉施設	再燃炉付火葬炉4基・汚物炉1基 （㈱宮本工業所製）	再燃炉付火葬炉3基 （富士建設工業㈱製）
主な諸室	玄関ホール・炉前ホール・収骨室2室・待合室4室・特別ホール・特別ホール控室・待合ホール・売店・給湯室・事務室・便所・バリアフリートイレ	玄関ホール・炉前ホール・待合室2室・待合ホール・給湯室・事務室・便所・バリアフリートイレ
付属設備	合併浄化槽220人槽 マイクロバス型霊柩自動車2台	単独浄化槽20人槽 マイクロバス型霊柩自動車2台
火葬件数	令和2年度 1,482件 令和3年度 1,513件 令和4年度 1,652件 令和5年度 1,466件 令和6年度 1,363件	令和2年度 566件 令和3年度 592件 令和4年度 678件 令和5年度 610件 令和6年度 588件
営業日数	令和2年度 301日 令和3年度 302日 令和4年度 302日 令和5年度 303日 令和6年度 305日	令和2年度 301日 令和3年度 302日 令和4年度 302日 令和5年度 303日 令和6年度 305日
利用料金	令和2年度 9,000,000円 令和3年度 8,630,500円 令和4年度 10,142,500円 令和5年度 8,865,500円 令和6年度 8,541,000円	令和2年度 3,602,000円 令和3年度 4,043,000円 令和4年度 4,162,000円 令和5年度 4,337,000円 令和6年度 4,974,000円

*施設の詳細等については、別記1「佐野斎場概要」、別記2「葛生火葬場概要」を参照してください。

(1) 開場時間及び休場日

開場時間 午前9時から午後5時

休 場 日 1月1日、2日 友引の日 その他市長の承認を得た日

3. 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効又は取得できず、市が指定を取り消すときは、その損害の賠償を請求する場合があります。

(1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 団体又はその代表者が、次に掲げる事項に該当しないこと。

- ・ 市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）。ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている団体
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体
- ・ 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年9月26日条例第237号）第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当するもの
- ・ 国税、県税、市税に未納（納期限が到来していないものを除く）があるもの

(3) 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合には、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者が応募手続きを行うものとします。なお、共同事業体の条件は次のとおりとし、応募後の構成員の変更は認められません。

- ・ 構成員は、同一の公の施設の管理に関し、複数の共同事業体の構成員となることのできないこと
- ・ 共同事業体内の責任の所在及び業務分担等を明確化するために、構成団体間で「共同事業体協定書兼委任状」（参考様式2）を締結すること
- ・ 代表者を含む構成員のすべてが、応募資格の（1）及び（2）の要件を満たしていること

(4) 維持管理業務及び運営業務を実施するにあたり、事業開始までに必要な資格・専門性を有する団体であること

(5) 最近3年間に火葬場の運営管理業務の実績があること

※応募資格として、佐野市内に事業所若しくは事務所を設置することは求めませんが、指定管理者として指定された際には、指定管理開始までに佐野市内に事業所若しくは事務所を設置してください。

4. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 13 条に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

なお、この指定期間は議会の議決により変更になる場合があります。

5. 管理の基準

(1) 施設の設置理念

火葬場は、墓地・埋葬等に関する法律に規定する火葬場であり、その運営においては火葬場に相応しいきめ細かなサービスの提供と効率的な管理運営を行い、利用者に対し「人生終えんの間」として相応しい施設となることが期待されています。

(2) 基本方針

公の施設である指定施設の設置目的と役割を十分に理解し、利用者の意思及び人格を尊重し、指定管理者の創意工夫に基いた管理運営により、質の高いサービスを継続的かつ安定的に利用者に提供するとともに、葬送の間として常に清潔で静かな空間を利用者に提供する施設となることに努めてください。

(3) 開場時間及び休場日

佐野市火葬場条例で定める日時。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときには、市長の承認を得て開場時間の変更、又は開場日の変更、あるいは休場日を臨時に定めることができます。

(4) 平等・公平な取扱い

指定施設は、公衆衛生その他の公共の福祉を確保するための「公の施設」であり、その利用に際しては平等かつ公平な取り扱いをしてください。

また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

(5) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で、屋内外全ての施設を清潔に保ち、かつその機能を正常に保持するとともに、次年度の運営を視野に入れて、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行ってください。

また、指定施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者が自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備することができます。ただし、その場合は事前に市と協議してください。

(6) 開場時間中の運営方針

ア. 利用者の安全確保を第一に運営することとします。

イ. 利用者に対する時は、葬送の場に相応しい服装姿勢で挨拶し、親切・丁寧を心掛けることとします。

- ウ．利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めることとします。
- エ．施設内を清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めることとします。
- オ．指定管理者は、事件又は事故等の緊急事態が発生した時は、応急措置、緊急連絡等を行った後、直ちにその状況を市に報告するものとします。
- カ．指定管理者は、市の承認を得た場合を除いて、施設を目的外に使用することはできません。

(7) 関係法令等の遵守

関係法令・条例等を遵守し、佐野斎場及び葛生火葬場の適正な管理を行うこととします。

- ①地方自治法や労働関係法令、墓地、埋葬等に関する法律や佐野市火葬場条例など関連する法令等を遵守し、業務を行ってください。
- ②指定管理者が行う利用の許可その他の条例に基づく処分については、佐野市行政手続条例（平成17佐野市条例第10号）が適用されます。

(8) 守秘義務

指定施設の管理運営上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために利用することはできません。指定期間が終了した後、又は指定の取消後も同様です。

(9) 個人情報の保護

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定が適用されます。個人情報の取扱いに関する管理規程を定めるなど、個人情報の保護対策を十分に行ってください。

(10) 情報公開

佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）の趣旨に従い、公の施設の管理のために作成し、又は取得した文書等であって、業務に従事している者が組織的に用いるものとして保有している文書等について、以下の情報に該当する場合等を除き、公開するものとします。

- ・個人のプライバシーを侵害する恐れのある情報
- ・他の法人等の事業活動に関する情報で、公開すると法人等の正当な利益を明らかに害すると認められる情報
- ・公開することにより、人の命、身体、財産等の保護、犯罪の予防等に支障をきたすおそれのある情報
- ・その他、公開することにより、事業の適切な運営に支障をきたすおそれのある情報

(11) 文書等の管理について

指定管理業務を円滑に実施するため、指定管理業務を開始する一定前の時期までに、文書等の管理に関する規程及び管理帳簿書類を作成し、適切に管理・保存してください。また、指定期間終了後に、市の指示に従い引き渡してください。

(12) 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震などの災害や事故・事件などの発生時において、市をはじめ警察・消防等との連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。な

お、大規模な災害が発生した場合は、市の災害対策に協力してください。

(13) 市及び教育委員会等が実施する事業への協力

市及び教育委員会等が指定施設において実施する事業については、積極的に支援、協力してください。

(14) 環境問題への取組み

地球規模の環境保全のため、市が取り組んでいる温室効果ガスの排出量の削減、再生可能エネルギーの利活用推進、省エネルギー、省資源等への取組みに協力してください。

(15) 調査・報告への協力

指定施設に係る市、県、国等が実施する各種調査・報告については、速やかに対応してください。

6. 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。なお、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わすことはできません。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市との協議が必要です。

(1) 主要業務

- ア. 火葬に関する業務
- イ. 火葬場内の施設の提供に関する業務
- ウ. 霊柩自動車の運行に関する業務（霊柩運送）
- エ. 火葬場の利用の許可に関する業務
- オ. 火葬場の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- カ. その他の業務

※詳細は別添「業務仕様書」のとおりです。

(2) 施設の運営に関すること

ア. 職員の配置等に関すること

① 火葬場管理者

火葬場の管理に係る業務の適切な遂行並びに調整等を行うために、「墓地、埋葬等に関する法律」第 12 条の規定による火葬場管理者を、各火葬場に責任者として置き、副責任者も 1 名以上置くものとします。また、責任者のいずれかを統括責任者としてします。責任者は火葬場に係る実務経験を 4 年以上有するものとします。

② 運行管理責任者・整備管理者

霊柩運送事業に係る業務を適法に遂行するため、火葬場（営業所）ごとに運行管理責任者及び整備管理者を置くものとします。

③ 職員

火葬場には統括責任者、運行管理責任者等を含め、指定管理業務の遂行に必要な職員を配置するものとします。業務実施に際し資格等を必要とする場合は、有資格者を選定するものとします。職員の配置にあたっては業務が円滑に遂行でき、利用者の利便性の向上が図れる職員数の配置を行うとともに、労働関係

法令を遵守し、福利厚生を含め適正な人事管理を行うものとします。

職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めるものとします。

イ．火葬場の施設の利用料金に関すること

利用者から利用料金を徴収するものとします。徴収した利用料金について報告書を作成し市に報告するものとします。報告書の内容及び報告時期等については市と協議するものとします。

(3) 災害等発生時の対応業務

ア．開場時においては、利用者の避難誘導などの安全確保を最優先とします。

イ．開場時・閉場時を問わず施設の損壊等の被害を最小限に抑えることとします。

(4) 業務の再委託

「(1) オ．火葬場の施設及び付属設備の維持管理に関する業務」については、あらかじめ市長の承諾を得た業務について再委託ができるものとします。再委託を行う場合は事業計画書に明示するものとします。なお、「火葬場の施設及び付属設備の維持管理に関する業務」を一括して他の業者に再委託することはできません。

7. 共同事業体内での業務分担について

共同事業体で応募を行う場合、どの団体がどの業務を受け持つか明確にしてください。1つの業務に対して2つ以上の団体で行う場合は、主となる団体を当該業務の責任団体としてください。

8. 霊柩運送で使用する霊柩自動車及び「営業所・休憩所・車庫」の取扱いについて

指定期間中は霊柩運送に使用する市霊柩自動車を無償貸与します。

自動車検査証の使用者名義を、指定管理者又は共同事業体の場合は当該業務の責任団体（以下「業務責任団体」という。）に変更し、業務責任団体は霊柩自動車に対する使用責任、管理責任を負うものとします。指定期間中は霊柩自動車を良好な状態で管理し、指定期間終了時は遅滞なく次期指定管理者又は市に使用者名義を変更して引き渡すものとします。

「営業所・休憩所・車庫」として使用する火葬場施設についても無償貸与するものとします。指定期間中は貸与された施設を良好な状態で管理し、指定期間終了後は遅滞なく次期指定管理者又は市に引き渡すものとします。

業務責任団体は、霊柩自動車について対人対物・搭乗者・車両を対象とした損害保険に加入するものとし、対人・搭乗者の補償額は無制限とします。

9. 危険負担分担

施設運営にあたり、想定される事故や社会情勢等の変化により、新たな経費等を要することとなった場合、その負担については、原則として危険負担分担表に掲げる内容に基づくものとします。なお、危険負担分担表に無い項目や、内容に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ解決するものとします。

危険負担分担表（負担者に○）

No.	項目	危険負担分担の内容	負担者	
			佐野市	指定管理者
1	募集要項・仕様書	募集要項・仕様書等、市が作成した内容の修正・変更に関するもの	○	
2	応募	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		応募費用に関するもの		○
3	法令等の変更	火葬場の管理・運營業務に影響を及ぼす法令の変更によるもの	○	
		指定管理者となる団体の運営に影響を及ぼす法令の変更によるもの		○
4	物価・金利の変動	物価・金利の変動による経費・収入の変動		○※
5	施設・設備の損傷	施設・設備等の劣化及び特定できない第三者による行為（修繕費用が1件50万円以下のもの） ※ただし、修繕費用が1件あたり50万円を超える場合でも、緊急性を考慮し市と指定管理者が協議のうえ実施する。		○
		指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設等の損傷		○
		市の責めによる事故・火災等による施設等の損傷	○	
		指定管理者が所有する備品等の損傷		○
		管理上の瑕疵による損傷		○
		施設の構造上の瑕疵によるもの	○	
6	行政的理由による事業の変更	行政的理由により業務の全部又は一部を中止、又は業務内容を変更したもの	○	
7	計画変更	市の指示によるもの	○	
		上記以外（指定管理者の提案を受け、市の承認を得たものを含む）		○
8	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（佐野市が取得すべきもの）	○	
		上記以外のもの		○
9	運営リスク	管理上の瑕疵による業務中止など		○
		市が所有する施設・機器の構造上の瑕疵を原因とする改修等による経費の増加、業務中止など	○	
		指定管理者の提案による自主事業等に関わるもの		○
10	セキュリティー	指定管理者の警備不備による情報漏えい・犯罪発生等		○

		上記以外のもの	○	
11	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
		上記以外のもの	○	
12	事業運営	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
		市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
13	利用者への対応	管理業務内容に対する施設利用者等からの反対、訴訟、要望に関するもの（指定管理者の責めに帰すべきものを除く）	○	
		地域・市民への対応、協調		○
		管理業務に関し施設利用者への対応に関するもの		○
14	不可抗力	天災・暴動等による履行不能等	○	
15	債務不履行	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		市の方針転換、その他手続の遅延等によるもの	○	
16	事業終了時	指定管理終了時の撤収、現状復帰に関わる費用		○

※公共料金等の他からの調達が困難なものの価格上昇や、著しい価格上昇等により業務の継続が困難と認められる場合に限り、協議により市が負担します。

10. 委託料等について

指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに市が支払う指定管理料及び利用料金等の収入により、**5. 管理の基準**に従い、**6. 業務の範囲**に定める全ての業務を、指定管理者の事業計画に沿って行います。

（1）指定管理料の予定金額

指定の期間（5年間）合計の指定管理料は、次に掲げる金額以内とします。

なお、この提示した金額又は事業者より提案された金額は、議会の議決を得るに
あたり変更になる場合があります。

指 定 管 理 料：572,668,000円（5年間の指定管理料上限）

※消費税及び地方消費税については、10%で計算しております。増減税があった
場合は指定管理料も準じて増減となります。

（2）市が支払う指定管理料に含まれるもの

ア. 人件費

イ. 管理費 消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費（1件当たり50万以下のもの）、役
務費（通信運搬費、保険料等）、委託費（保守点検、予約システム管理業
務、清掃・警備業務等）、その他（使用料及び賃借料、公課費、負担金等）
の維持管理・運営業務に要する費用

※ただし、事業者の自主事業に係る費用は事業者負担とする。

ウ. 事務費

(3) 指定管理料に含まれないもの（市等が負担するもの）

- ア．建物の火災保険料
- イ．50万を越える修繕費・工事費
- ウ．建物及び重要設備の更新費
- エ．佐野斎場売店等の使用許可、運営管理費
- オ．その他市長が必要と認める費用

(4) 物品の貸与

業務に要するもので施設に付帯している主要な物品については、本市が無償で貸し付けます。

(5) 指定管理料

指定管理料は、会計年度ごとに市と指定管理者の協議に基づき決定します。なお、原則的には提出された収支計画書が指定管理料のベースとなります。

(6) 施設の利用料金

施設の利用料金は、指定管理者の収入となります。

(7) 自主事業収入

市が提案を求め、(又は指定管理者が提案し)審査により市が認めた指定管理者が行う自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。

(8) 精算

①原則

指定管理業務を本市が示した基準どおりに実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則、返還を求めないものとします。また、利用料金収入額は、指定管理者が見込んだ金額を下回っても、本市は不足額を補填しません。ただし、光熱水費等の変動に伴い収支計画書との乖離が生じた場合や不可抗力により生じた損失については、本市と指定管理者で協議し、精算することがあります。

②還元を求めるとき（剰余金が当該年度の指定管理料の1%を超えたとき）

本事業で得た利益は、利用料金収入や事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力によるものである一方で、公の施設の管理運営業務から生まれたものであることから、指定管理者は、一会計年度において、剰余金（総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額で、企画提案業務及び自主事業に係るものを含む。）が生じ、当該年度の指定管理料の1%を超える場合は、超えた部分の一部を本市に還元することを求めます。本市に還元する割合は、収支計画書のなかで提案していただきます。

なお、決算により損失が生じた場合、市がこれを補填することはありません。

【還元額の例】

剰余金が生じ、当該年度の指定管理料の1%を超えた部分の50%を本市に還元する提案をした例

総収入額 110,000,000 円（うち指定管理料 100,000,000 円）

総支出額 105,000,000 円

剰 余 金 5,000,000 円

還元額 $(5,000,000 \text{ 円} - 100,000,000 \text{ 円} \times 1\%) \times 50\% = 2,000,000 \text{ 円}$

(9) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。支払い時期や額、方法は「年度協定」で定めます。

(10) 法人税等について

指定管理者は①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性があります。①については佐野市役所市民税課、②については佐野市役所資産税課にお問い合わせください。なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

(11) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けると共に、指定管理業務に関する収入及び支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。また、他の「公の施設」の指定を受けている場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

11. 審査基準・選定方法

(1) 基本的考え方

指定管理者の選定についての審査基準は、次の事項を基準としています。

- ア. 利用者の平等利用が確保されていること。
- イ. 管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること。
- ウ. 利用者の安全が確保されていること。
- エ. 火葬場の効用を効果的に発揮させるものであること。
- オ. 管理経費の具体性及び削減が図られるものであること。
- カ. 地域貢献や提案の独自性・創意工夫が図られるものであること。

(2) 選定方法

提出された応募書類の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。第2次審査は応募者からのプレゼンテーションを踏まえて採点を行います。

審査は、副市長（委員長）、行政経営部長（副委員長）、総合政策部長、施設を所管する部長、学識経験者で構成する選定委員会において非公開で行います。（審査結果については、後日公開いたします。）

(3) 審査基準

第1次審査及び第2次審査の審査基準は次のとおりです。

第1次審査（資格及び書類審査）

No.	審査項目
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること
2	業務仕様書に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること又は、指定

	管理者の候補者に選定された場合、速やかに必要免許・資格を取得することが可能なこと
3	市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）でないこと（ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く）
4	会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている団体でないこと
5	暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員及びその利益となる活動を行うものでないこと
6	佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年9月26日条例第237号）第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない団体でないこと
7	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当しないものであること
8	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の未納（納期限が到来していないものを除く）がないものであること
9	提出書類等が募集要項、業務仕様書、業務基準の内容を満たしていること

第2次審査（提案内容等による審査）

応募者より提出された事業計画書等を審査し、選定委員会当日に行われるプレゼンテーションの内容を加味して採点、選定を行います。審査基準及び審査の観点とは別記3のとおりです。

12. 選定結果の通知

第1次審査の結果については、応募のあった事業者のうち、失格の場合のみ10月上旬までに文書で通知します。

第2次審査の結果については、2次審査に参加した全ての事業者へ11月上旬までに「指定管理者の候補者選定（不選定）通知書」を通知します。

なお、指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を経て決定となります。「指定管理者の候補者選定通知」をもって、指定管理者として指定される事を約束するものではありません。

13. 基本協定・年度協定の締結

「指定管理者の候補者」は、議会の議決を経て、初めて指定管理者の指定を受ける

こととなります。指定を受けた指定管理者と市は協議の上、基本協定と年度協定を締結します。各協定の主な内容は次のとおりです。

(1) 基本協定

指定期間全体にわたる基本的な事項を定めるものとします。

- ア. 指定期間、毎年度共通の事業計画に関する事
- イ. 管理の基準（休場日、開場時間等）
- ウ. 業務の範囲に関する事
- エ. 事業報告に関する事
- オ. 危険負担分担に関する事
- カ. 情報公開、個人情報保護に関する事

(2) 年度協定

毎年度の事業内容や管理経費などを定めるものとします。

- ア. 当該年度の事業内容に関する事
- イ. 当該年度の管理費用と支払い方法等に関する事
- ウ. その他特記事項に関する事

14. 指定辞退・協定締結拒否等の際の賠償責任

指定管理者の候補者として選定された事業者は、正当な理由なく指定の辞退又は協定の締結を拒否した場合、市に生じた損害の賠償責任を負うものとします。

15. 再度の選定・指定の取り消し

指定管理者候補者への選定結果の通知後、議会の議決を経るまでの間に、選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該候補者の選定を取消し、当該候補者以外の申請団体のうちから、再度候補者を選定することができるものとします。

適正な管理に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

なお、指定管理者は指定管理業務の継続が困難になる恐れが生じた場合には速やかに市に報告し、協議することとします。

16. 指定までのスケジュール

(1) 募集要項等の公表・配布

令和7年7月25日（金）～令和7年9月10日（水）

佐野市ホームページに公表しますのでダウンロードしてください。

また、次の窓口においても、配布いたします。（未使用のCD-R又はDVD-Rをご持参ください。）

- ・市民生活部 衛生施設室（佐野市植下町 2550 番地）

※土曜日・日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時までの間を除く。）質問の受付等についても同様です。

(2) 現地説明会の開催

- ・日時：令和7年8月8日（金）午前10時00分から
- ・会場：佐野斎場（集合場所）において開催します。葛生火葬場にも移動しますので、各自、自動車でお越しください。
- ・参加希望者は、現地説明会参加申込書（添付2）を8月5日（火）午後5時まで（必着）に衛生施設室へ郵送・FAX・電子メール又は持参により申込みをしてください。（申込みが、FAX・電子メールの場合は、電話で受信確認の連絡を取ってください。）参加者は1団体3名までとします。

(3) 質問受付期間

- ・令和7年8月12日（火）～令和7年8月20日（水）午後5時必着
- ・質問書（添付3）により質問の内容（1枚につき1件）を簡潔にまとめて衛生施設室へ、郵送・FAX・電子メール又は持参により提出してください。

(4) 指定管理者指定申請書 受付期間

- ・令和7年9月10日（水）～令和7年9月12日（金）
- ・申請書の提出は、この期間内に直接、申請書を衛生施設室窓口に持参してください。（郵送・FAX・電子メール等での受付はいたしません。）

(5) 第1次審査（資格審査等） 令和7年9月下旬

(6) 第2次審査（提案内容等の審査） 令和7年10月中旬

(7) 選定結果の通知・公表 令和7年11月上旬

選定結果については、選定・不選定いずれの場合においても応募者全員に通知し、指定管理者の指定については公表します。

(8) 市議会へ指定議案を上程 令和7年12月上旬

(9) 指定の通知 令和7年12月下旬～令和8年1月上旬

(10) 基本協定の締結 令和8年1月～2月

(11) 事務引継 基本協定の締結後

(12) 年度協定の締結 令和8年4月1日（水）

17. 応募手続等

(1) 応募書類等の提出方法等

市のホームページ又は衛生施設室で書類を入手し、衛生施設室へ直接提出してください。（郵送、FAX、電子メール等での受付はいたしません。）応募受付期間は、令和7年9月10日（水）から12日（金）までとします。（ただし、受付時間は午前9時から午後5時までとしますが、正午から午後1時までの間を除きます。）

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、審査期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

添付1「提出書類一覧」及び「提出書類様式」のとおり

(3) 質問の受付・回答

質問受付期間（令和7年8月12日～令和7年8月20日）に受理した質問に対

する回答は、市ホームページ上に掲載します。個別回答は行いません。

(4) 応募にあたっての留意点

①接触の禁止

選定委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

②重複応募の禁止

応募は、1 団体につき 1 つとし、複数の応募はできません。また、1 団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

③応募内容変更の禁止

応募書類等の内容を変更することはできません。(軽易なものを除く)

④虚偽の記載をした場合の無効

応募書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤応募書類等の取扱い

応募書類等は理由の如何にかかわらず返却しません。

⑥応募の辞退

応募を行った後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出してください。

⑦費用負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

⑧応募書類等の取扱い・著作権

応募書類等の著作権は、各応募者に帰属します。なお、本施設の管理運営に関し公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

⑨追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合もあります。

⑩資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

⑪公文書

応募書類は、佐野市情報公開条例(平成 17 年佐野市条例第 8 号)第 2 条に定める公文書にあたり、情報公開の対象になります。

18. 問い合わせ先及び書類の提出先

(1) 問い合わせ先

佐野市 市民生活部 衛生施設室(担当: 大川、赤堀)
〒327-0835 栃木県佐野市植下町2550番地
電 話: 0283-24-8424
FAX: 0283-24-8425
e-mail: eisei@city.sano.lg.jp

(2) 書類の提出先

佐野市 市民生活部 衛生施設室

佐野斎場概要

- 1) 用途地域：調整区域
- 2) 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部2階建
- 3) 敷地面積：9,977.410 m²
- 4) 建築面積：2,002.106 m²
- 5) 延床面積：1,997.117 m²
- 6) 着工年月日：昭和63年5月28日
- 7) 完成年月日：平成元年6月30日
- 8) 建物面積(延床面積)
 - ①火葬場・斎場棟：1,880.914 m²
 - ②残灰庫：14.990 m²
 - ③車庫：95.025 m²
 - ④浄化槽ポンプ室：6.188 m²
- 9) 火葬設備(株宮本工業所製)
 - ①火葬炉：大型炉4基(予備スペース1基)
 - ②汚物炉：1基
 - ③付帯設備：1式
- 10) 施設内容
 - ①告別ホール：1室
 - ②収骨室：2室
 - ③待合室：4室
 - ④霊安室：1室
 - ⑤特別ホール：1室(告別式ホール、僧侶控室及び待合室)
 - ⑥その他
- 11) 霊柩自動車

マイクロバス型霊柩自動車(葛生火葬場と共通使用)

 - ①日産 とちぎ 800 あ 499 平成16年7月登録 排気量 4.16 L
走行距離：令和7年3月末 202,578 k m、年間 8,942 k m
 - ②日産 とちぎ 800 あ 81 平成11年7月登録 排気量 4.16 L
走行距離：令和7年3月末 232,881 k m、年間 8,239 k m
 - ③いすゞ 栃木 88 を 2261 平成10年3月登録 排気量 4.16 L
走行距離：令和7年3月末 339,639 k m、年間 6,792 k m
 - ④三菱 とちぎ 800 あ 416 平成15年7月登録 排気量 4.89 L
走行距離：令和7年3月末 270,980 k m、年間 11,961 k m
- 12) 霊柩自動車運行回数

令和2年度	(往復) 747 件	(往路) 126 件
令和3年度	(往復) 776 件	(往路) 114 件
令和4年度	(往復) 791 件	(往路) 150 件
令和5年度	(往復) 705 件	(往路) 155 件
令和6年度	(往復) 733 件	(往路) 128 件

13) 火葬件数等

令和2年度	1,482 件	特別ホール使用	15 件
令和3年度	1,513 件	特別ホール使用	6 件
令和4年度	1,652 件	特別ホール使用	16 件
令和5年度	1,466 件	特別ホール使用	5 件
令和6年度	1,363 件	特別ホール使用	12 件

14) 火葬執行時間等

番号	執行時間	番号	執行時間
1	出棺 9 : 0 0 火葬 9 : 3 0	5	出棺 1 3 : 3 0 火葬 1 4 : 0 0
2	出棺 9 : 3 0 火葬 1 0 : 0 0	6	出棺 1 4 : 0 0 火葬 1 4 : 3 0
3	出棺 1 0 : 0 0 火葬 1 0 : 3 0	7	出棺 1 4 : 3 0 火葬 1 5 : 0 0
4	出棺 1 0 : 3 0 火葬 1 1 : 0 0	8	出棺 1 5 : 0 0 火葬 1 5 : 3 0

* 出棺時間は葬家（葬祭ホール等）からの霊柩自動車出発時間

* 火葬に要する時間 1 時間 3 0 分から 2 時間

15) 利用料金上限額（佐野市火葬場条例第 14 条関係）

区 分		単 位	利 用 料	
			市 民	市民以外
火 葬	1 2 歳 以 上	1 体	無 料	4 0, 0 0 0 円
	1 2 歳 未 満	1 体	無 料	2 4, 0 0 0 円
	死 産 児	1 体	無 料	1 2, 0 0 0 円
	身 体 の 一 部	1 体	無 料	6, 0 0 0 円
	改 葬 遺 体	1 体	無 料	1 8, 0 0 0 円
汚 物 の 焼 却		1 個	無 料	4, 0 0 0 円
待 合 室		2 時間	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
特 別 ホール 控 室		2 時間	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
特別ホール（控室含む）		1 回	2 0, 0 0 0 円	4 0, 0 0 0 円
霊 安 室		2 4 時間	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
霊 柩 自 動 車	往 復		5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	往 路		2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円

※市民とは火葬場条例別表備考による。

葛 生 火 葬 場 概 要

施設概要

- 1) 用 途 地 域：指定なし
- 2) 構 造：鉄筋コンクリート造、平屋建
- 3) 敷 地 面 積：4,962.945 m²
- 4) 建 築 面 積： 415.510 m²
- 5) 延 床 面 積： 368.070 m²
- 6) 着工年月日：昭和56年10月12日
- 7) 完成年月日：昭和57年 3月25日
- 8) 建物面積(延床面積)
 - ①火葬場・斎場棟：415.51 m²
 - ②運 転 手 控 室： 23 m²
- 9) 火葬設備(富士建設工業製)
 - ①火 葬 炉：普通炉2基、大型炉1基
 - ②付 帯 設 備：1式
- 10) 施設内容
 - ①炉 前 ホール：1室
 - ②待 合 室：2室
 - ③待 合 ホール：1室
 - ④給 湯 室：1室
- 11) 霊柩自動車運行回数

令和2年度	(往復) 330 件	(往路) 71 件
令和3年度	(往復) 419 件	(往路) 53 件
令和4年度	(往復) 385 件	(往路) 65 件
令和5年度	(往復) 369 件	(往路) 89 件
令和6年度	(往復) 370 件	(往路) 71 件
- 12) 火葬件数

令和2年度	566 件
令和3年度	592 件
令和4年度	678 件
令和5年度	610 件
令和6年度	588 件
- 13) 火葬執行時間等

番号	執行時間	番号	執行時間
1	出棺 9 : 0 0	4	出棺 1 2 : 3 0
	火葬 9 : 3 0		火葬 1 3 : 0 0

2	出棺 9 : 2 0 火葬 9 : 5 0	5	出棺 1 3 : 3 0 火葬 1 4 : 0 0
3	出棺 1 1 : 2 0 火葬 1 1 : 5 0	6	出棺 1 5 : 0 0 火葬 1 5 : 3 0

* 出棺時間は葬家（葬祭ホール等）からの霊柩自動車出発時間

* 火葬に要する時間 1 時間 3 0 分から 2 時間

14) 利用料金上限額（佐野市火葬場条例第 14 条関係）

区 分		単 位	利用料金	
			市 民	市民以外
火 葬	1 2 歳 以 上	1 体	無 料	4 0, 0 0 0 円
	1 2 歳 未 満	1 体	無 料	2 4, 0 0 0 円
	死 産 児	1 体	無 料	1 2, 0 0 0 円
	身 体 の 一 部	1 体	無 料	6, 0 0 0 円
	改 葬 遺 体	1 体	無 料	1 8, 0 0 0 円
待 合 室		2 時間	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
霊 柩 自 動 車		往 復	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
		往 路	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円

※市民とは火葬場条例別表備考による。

審査基準及び審査の観点

審査基準及び審査の観点		配 点
1. 利用者の平等利用が確保されること		
(1) 運営管理の基本的な考え方		
・本施設の目的を達成するための指定管理者に求められる経営理念や役割について		5
・本施設の運営管理にあたる運営理念について		5
(2) 関係法令の遵守		
・関係法令、個人情報保護及び情報公開の取扱いに関する考え方及び取組みについて		5
(3) 平等利用の確保		
・利用者の平等利用の確保に関する考え方について		5
・多様性(外国語対応、宗教的配慮等)への配慮に関する考え方について		5
2. 管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること		
(1) 運営管理の執行体制		
・経営基盤の状況（事業者の経営状況、資本構成の安定性、経営危機に対する対応策（緊急資金、担保、保険など）等）について		10
・事前準備計画等（現指定管理者からの引継ぎ方法、職員の確保、一般貨物自動車運送事業の許可等）について		5
・運営管理業務全般の実施体制（人員の配置、責任の所在、業務経験者、有資格者、本社の支援連携体制等）について		10
・従事職員の処遇・待遇、労働環境及び管理能力向上策として、職員の給与や賞与、福利厚生、職員を育成するための研修計画について		5
(2) 同種施設での運営実績		
・同様、同類の施設の指定管理に関する業務実績について		10
3. 利用者の安全が確保されること		
(1) 霊柩自動車運行や施設利用における安全対策、防犯対策		
・霊柩自動車運行における安全対策、施設の利用における安全対策、防犯対策について		5
(2) 故障・トラブル時の対応体制		
・本施設の運営管理にあたり、突発的な故障・トラブル発生時の対応・体制について		10
(3) 危機管理対応（災害時対応、感染症対策等）		
・平常時の危機管理に対する対応、災害時等における基本的な考え方、対応策について		5

4. 施設の効用を効果的に発揮させるものであること		
(1) 苦情対応や問い合わせ対応の仕組み		
・利用者の要望や苦情を収集するための具体的な方策と反映方法について		10
(2) 建物や設備の定期点検・清掃体制		
・建築物、機械設備、清掃、植栽管理の維持管理の基本的な考え方、水準の維持、向上に向けた考え方及び取組みについて		5
(3) 長寿命化を見据えた維持管理提案		
・施設の長寿命化を見据えた維持管理の提案について		5
5. 管理経費の具体性及び削減が図られるものであること		
(1) 経費削減策の提案、還元率の提案（事業計画書、収支計画書）		
・コスト縮減の具体的な方策、剰余金の還元に対する考え方について		5
(2) 運営費の妥当性（収支計画書）		
・収支計画書にて算出した運営管理経費の適切性かつ事業計画の実現性について		10
(3) 指定管理料に対する費用対効果		
・効率的な運営管理に向けた取組みについて		5
6. 地域貢献や提案の独自性・創意工夫が図られるものであること		
(1) 地元住民への対応		
・地元との円滑な関係構築に向けた対応策について		5
(2) 地元雇用の確保		
・物品等の調達等の市内業者との連携、職員の地元雇用に関する考え方		5
(3) ICT活用による効率化（オンライン予約、電子帳票など）		
・ICT活用による業務効率化について		5
(4) 環境への配慮（省エネ機器導入、ゴミ削減策）		
・環境負荷の低減に向けての取組みについて		5
(5) 他施設との差別化につながる工夫		
・独創的な提案等について		5
合 計		150

運営管理費等実績(参考)

1. 経費の実績

1) 佐野斎場

収入

単位:円(税込)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用料	佐野斎場	9,000,000	8,630,500	10,142,500	8,865,500	8,541,000
	葛生火葬場	3,602,000	4,043,000	4,162,000	4,337,000	4,974,000
	小計	12,602,000	12,673,500	14,304,500	13,202,500	13,515,000

支出

単位:円(税込)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	受付・火葬・清掃業務	28,456,000	27,057,000	27,057,000	27,057,000	27,824,000
	霊柩自動車運転業務	13,172,000	13,083,000	13,083,000	13,083,000	13,530,000
	小計	41,628,000	40,140,000	40,140,000	40,140,000	41,354,000
消耗品費	抹香、柩受金物・台車保護剤・タイヤ等	1,810,917	1,811,117	1,899,517	1,934,205	1,672,515
燃料費	灯油(火葬・空調用)	5,593,500	7,639,500	9,702,000	9,738,300	9,434,700
	軽油(霊柩自動車用)	370,225	525,200	597,125	482,880	543,916
	小計	5,963,725	8,164,700	10,299,125	10,221,180	9,978,616
光熱水費	電気	5,277,586	5,414,394	7,335,882	5,598,584	6,080,769
	水道	700,200	640,530	460,220	296,320	324,960
	小計	5,977,786	6,054,924	7,796,102	5,894,904	6,405,729
修繕料	施設・設備修繕	267,995	543,122	797,327	1,633,808	1,209,792
	霊柩自動車修繕	1,074,689	1,014,127	1,352,035	1,123,691	975,246
	小計	1,342,684	1,557,249	2,149,362	2,757,499	2,185,038
役務費	電話・インターネット料、自動車保険料及び車検代行手数料(霊柩自動車2台)	430,733	427,270	431,115	448,933	458,405
委託料	植栽管理費、浄化槽点検清掃費、定期清掃費、機械警備委託費、空調設備点検費、火葬炉点検費、電気設備点検費、消防設備点検費、地下タンク点検費、自動ドア点検費、排ガス等測定分析委託費、残灰処理費、予約システム管理費、ごみ収集処理費	5,333,500	6,192,602	5,690,784	5,709,374	5,722,384
その他	複合機借上料、自動車重量税、トラック協会負担金、開業準備費等	333,418	333,558	317,603	331,138	331,045
管理費	事務管理費	713,000	500,000	500,000	524,000	560,500
合計		63,533,763	65,181,420	69,223,608	67,961,233	68,668,232

2) 葛生火葬場

収入

単位:円(税込)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用料	佐野斎場	9,000,000	8,630,500	10,142,500	8,865,500	8,541,000
	葛生火葬場	3,602,000	4,043,000	4,162,000	4,337,000	4,974,000
	小計	12,602,000	12,673,500	14,304,500	13,202,500	13,515,000

支出

単位:円(税込)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	受付・火葬・清掃業務	14,800,000	12,745,000	12,745,000	14,658,000	14,931,000
	霊柩自動車運転業務	13,172,000	13,083,000	13,083,000	13,083,000	13,530,000
	小計	27,972,000	25,828,000	25,828,000	27,741,000	28,461,000
消耗品費	抹香、柩受金物・台車保護剤・タイヤ等	914,265	1,030,325	1,029,209	965,901	1,181,440
燃料費	灯油(火葬用)	1,380,500	2,108,174	2,721,450	2,745,600	2,666,378
	軽油(霊柩自動車用)	314,981	390,199	390,057	475,627	440,585
	LPガス(給湯室用)	35,540	38,000	36,710	40,520	38,820
	小計	1,731,021	2,536,373	3,148,217	3,261,747	3,145,783
光熱水費	電気	1,196,297	1,305,457	1,629,561	1,245,657	1,324,399
	水道	27,740	33,250	26,270	26,110	23,180
	小計	1,224,037	1,338,707	1,655,831	1,271,767	1,347,579
修繕料	施設・設備修繕	1,129,730	863,478	80,751	336,650	794,812
	霊柩自動車修繕	696,235	1,014,126	1,352,035	1,123,691	975,246
	小計	1,825,965	1,877,604	1,432,786	1,460,341	1,770,058
役務費	電話・インターネット料、自動車保険料及び車検代行手数料(霊柩自動車2台)	271,305	270,699	299,046	314,807	322,865
委託料	植栽管理費、浄化槽点検清掃費、定期清掃費、機械警備委託費、空調設備点検費、火葬炉点検費、電気設備点検費、消防設備点検費、地下タンク点検費、自動ドア点検費、ダイオキシン測定分析委託費、残灰処理費、予約システム管理費、ごみ収集処理費	1,688,120	1,835,510	1,696,250	1,696,250	1,627,850
その他	複合機借上料、自動車重量税、トラック協会負担金、開業準備費等	269,897	270,037	271,531	532,160	277,612
管理費	事務管理費	713,000	500,000	500,000	500,000	500,000
合計		36,609,610	35,487,255	35,860,870	37,743,973	38,634,187

○指定管理料の考え方

(佐野斎場の経費＋葛生火葬場の経費)－(斎場・火葬場利用料) となります。

2. 火葬等の実績(参考)

1) 佐野斎場

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
火 葬 件 数	1,482 件	1,513 件	1,652 件	1,466 件	1,363 件
霊柩自動車運行回数	747(126) 件	776(114) 件	791(150) 件	705(155) 件	733(128) 件
光熱水費	電 気	204,572 kwh	219,302 kwh	220,267 kwh	203,474 kwh
	水 道	2,671 m³	3,362 m³	2,507 m³	1,728 m³
燃 料	灯油(火葬・空調用)	88,000 ℓ	90,000 ℓ	108,000 ℓ	102,000 ℓ
	軽油(霊柩車用)	3,417.12 ℓ	3,785.20 ℓ	4,087.16 ℓ	3,184.13 ℓ

2) 葛生火葬場

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
火 葬 件 数	566 件	592 件	678 件	610 件	588 件
霊柩自動車運行回数	330(71) 件	419(53) 件	385(65) 件	369(89) 件	370(71) 件
光熱水費	電 気	39,519 kwh	41,953 kwh	40,780 kwh	38,533 kwh
	水 道	241 m³	279 m³	226 m³	225 m³
燃 料	灯油(火葬用)	21,600 ℓ	22,372 ℓ	27,000 ℓ	26,000 ℓ
	軽油(霊柩車用)	3,102.11 ℓ	2,832.60 ℓ	2,678.90 ℓ	3,110.10 ℓ

3) 共通

霊柩自動車年間走行距離	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
霊柩自動車 車番499	8,903 km	9,629 km	9,547 km	8,000 km	8,942 km
" 車番81	7,636 km	9,819 km	7,278 km	6,184 km	8,239 km
" 車番416	11,010 km	12,572 km	13,351 km	11,677 km	11,961 km
" 車番22-61	9,635 km	8,461 km	10,423 km	11,025 km	6,792 km

別記5-1

収支予算書(想定額)

収 入 (千円：税込)

区 分	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		合計
	佐野斎場	葛生火葬場	佐野斎場	葛生火葬場	佐野斎場	葛生火葬場	佐野斎場	葛生火葬場	佐野斎場	葛生火葬場	
利 用 料	6,470	4,150	6,470	4,150	6,470	4,150	6,470	4,150	6,470	4,150	53,100

支 出 (千円：税込)

区 分		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 1 0 年度		令和 1 1 年度		令和 1 2 年度		合計	
		佐野斎場	葛生火葬場	佐野斎場	葛生火葬場	佐野斎場	葛生火葬場	佐野斎場	葛生火葬場	佐野斎場	葛生火葬場		
人件費	火葬業務		25,462	13,184	26,309	13,622	27,156	14,061	28,003	14,499	28,849	14,938	206,083
	霊柩自動車運転業務		13,638	13,638	14,193	14,193	14,748	14,748	15,302	15,302	15,857	15,857	147,476
	日常清掃業務		2,569	2,012	2,695	2,111	2,821	2,210	2,947	2,308	3,073	2,407	25,153
	小 計		41,669	28,834	43,197	29,926	44,725	31,019	46,252	32,109	47,779	33,202	378,712
管 理 費	消耗品費	火葬業務・施設管理	1,734	811	1,761	826	1,802	840	1,832	855	1,861	870	13,192
		日常清掃	230	174	234	177	238	180	242	183	246	186	2,090
	燃料費	白 灯 油	10,737	3,141	12,088	3,565	13,440	3,989	14,791	4,413	16,143	4,836	87,143
		軽 油	584	484	626	518	667	552	708	586	749	620	6,094
		L P ガス	---	50	---	50	---	50	---	50	---	50	250
	光熱水費	電 気 料	6,673	1,516	7,098	1,605	7,522	1,693	7,947	1,782	8,372	1,870	46,078
		水 道 料	300	30	300	30	300	30	300	30	300	30	1,650
	修繕費	施設設備	2,451	506	2,451	506	2,451	506	2,451	506	2,451	506	14,785
		霊柩自動車	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	16,860
	役務費	通信費・保険料	458	321	466	327	474	333	483	339	491	344	4,036
	委託費	保守点検・清掃委託	6,305	2,154	6,492	2,203	6,678	2,251	6,865	2,300	7,052	2,349	44,649
	その他	リース・重量税・負担金	339	543	345	553	351	563	357	573	363	583	4,570
	小 計		31,497	11,416	33,547	12,046	35,609	12,673	37,662	13,303	39,714	13,930	241,397
共通費	事 務 管 理 費		543	518	561	535	579	553	597	570	616	587	5,659
指定管理支出額合計			73,709	40,768	77,305	42,507	80,913	44,245	84,511	45,982	88,109	47,719	625,768
税抜き金額			104,070		108,920		113,780		118,630		123,480		568,880
税込み金額			114,477		119,812		125,158		130,493		135,828		625,768

別記5-2

○指定管理料(想定額)

単位 千円

年 度	R8	R9	R10	R11	R12	計
指定管理支出額計(ア)	114,477	119,812	125,158	130,493	135,828	625,768
(税別金額)	104,070	108,920	113,780	118,630	123,480	568,880
利 用 料 計(イ)	10,620	10,620	10,620	10,620	10,620	53,100
指定管理料(ア－イ)	103,857	109,192	114,538	119,873	125,208	572,668

令和 7 年度現在の指定管理者職員(組織)配置図 (参考)

※以下は事例です。申請者は募集要項、業務仕様書に合致する組織を独自に提案して下さい。

